

令和3年8月10日

お客様 各位

お客様の現金・通帳等のお預かり、ご返却について

お客様の大切なご預金をお守りするため、亀有信用金庫では以下のような手続きを定めております。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. お取扱票の発行について

当金庫では、職員がご自宅や勤務先等の訪問先でお客様から現金、通帳・証書、申込書等をお預かりする場合は、お客様に必ず当金庫所定の「お取扱票」をお渡しさせていただいております。内容をご確認のうえお受け取りください。

なお、発行させていただいた「お取扱票」は、お預かりした通帳・証書等をお客様へお返しする際に回収させていただきますので、大切に保管してください。また、お預かりした物は、原則1週間以内にお返しさせていただきます。

2. 現金お届け時のお取扱いについて

当金庫では、職員がお客様のご依頼で現金をお届けする場合は、お受け取りいただいた事実を証するものとして「受領書」にお受け取りいただいた方の自署、押印（当金庫預金お届け印）をいただいております。

また、お届けした現金につきましては、その場で金額（現金在高）をご確認いただいております。

なお、職員が現金をお届けした場合、お取引店舗の別の職員が電話または訪問により、現金のお受け取りをご確認させていただく場合がございますのでご承知おきください。

お取引に関してご不明な点等がございましたら、お手数をお掛けいたしますが、お取引店の支店長まで（または営業統括部）お問合せください。

受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）